

出納責任者の手引き

選挙運動に関する収入・支出とその報告

湖南省選挙管理委員会

目 次

第1 選挙運動費用

1. 選挙運動に関する収入・支出と支出制限額	1
2. 出納責任者	1
3. 選挙運動費用制限額	2
4. 実費弁償及び報酬の額	3
5. 選挙運動に関する収支報告書の提出	4

第2 会計帳簿記載上の注意

1. 会計帳簿の備え付け	4
2. 会計帳簿の記載事項	4
3. 会計帳簿の記載要領	4
4. 立候補準備のために要した支出の精算	6
5. 寄附に関する明細書の受理	6
6. 領収書等の徴収及び送付	6

第3 選挙運動費用収支報告書提出上の注意

1. 報告書提出先	7
2. 報告書提出期限	7
3. 提出書類	7
4. 提出義務者	7
5. 報告書記載要領	7
6. 領収書等の提出	9
7. 精算届出後になされた収入及び支出に関する報告書	9

第4 寄附の禁止

1. 特定の寄附の禁止	9
2. 候補者等の寄附の禁止	9
3. 候補者等を名義人とする寄附の禁止	9
4. 寄附の勧誘、要求の禁止	9
5. 候補者等の関係会社等の寄附の禁止	10
6. 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止	10
7. 後援団体に関する寄附等の禁止	10
8. 企業・労働組合等の団体の寄附の制限	10

第1 選挙運動費用

1. 選挙運動に関する収入・支出と支出制限額

選挙には多くの経費を必要とします。しかし、経費に一定の制限を設けなければ、候補者の政見、政策を争うよりも資金力の争いになる危険性があります。

そこで公職選挙法では、選挙運動に関する支出金額の制限額を定め、その枠内で選挙運動が行われることを要求するとともに、候補者が選任した出納責任者に全ての収支を取り扱わせ、会計帳簿の記載、領収書等の徴収、収支の報告及び報告書の公表等、選挙運動に関する収支を明らかにし、経理面からも選挙の明朗化を図ろうとしています。

(1) 収入

収入とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいい、日常用いられている「収入」という言葉よりも広い意味を持ちます。

すなわち、金銭の收受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の收受あるいはそれらを利用する利益の享受等も収入になります。例えば、自動車が無償で借りたすると、通常支払うべき借上料を支払わずに済む利益があります。したがってその借上料が収入となります。

(2) 寄附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、交付又はその約束で債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。寄附もまた収入の一種であり、収入と区別されているのは、その寄附者の氏名を明確にし、寄附による選挙運動資金の根源を公開しようとする趣旨によるものです。

(3) 支出

支出とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与、交付又はその約束をいいます。日常用いられている「支出」という言葉より広い意味を持ちます。

例えば、選挙事務所、拡声機、労務等を無料で借用又は使用したときは、一方では寄附としての収入となるとともに、他方でその借上料、報酬等に相当する額を支出にも計上しなければなりません。

2. 出納責任者

- (1) 候補者は、その選挙に関する収入及び支出の責任者（以下「出納責任者」という。）1人を選任しなければなりません。

この場合、候補者が自ら出納責任者となることも、推薦届出者が当該候補者の承諾を得て出納責任者を選任すること、又は自ら出納責任者となることができます。

- (2) 出納責任者を選任したとき（自ら出納責任者となった者を含む。）は、直ちに「出納責任者選任届」により、また出納責任者を異動したときは「出納責任者異動届」により市委員会に届け出てください。出納責任者は、これらの届出がされた後でなければ、候補者の推薦、支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義をもってするを問わず候補者のために寄附を受け、又は支出をすることができません。

なお、推薦届出者が選任（異動）する場合は、その選任（異動）につき候補者の承諾を得たことを証する「出納責任者選任（異動）承諾書」を、推薦届出者が数人ある

ときはその代表者であることを証する「推薦届出者代表者証明書」を併せて添付しなければなりません。

候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。出納責任者を選任した推薦届出者において当該候補者の承諾を得たときもまた同様です。出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することにより辞任することができます。

出納責任者に事故あるとき、又は欠けたときは、選任者が代わってその職務を行うこととなります。推薦届出者たる選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）にも事故あるとき、又は欠けたときは、候補者がその職務を行うこととなります。

この場合においても市委員会に届出が必要です。

- (3) 出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名捺印しなければなりません。

誓 約 書	
¥ _____	
令和●●年●●月●●日執行の湖南省●●●●選挙における候補者■■■■■ の出納責任者が支出することのできる最高金額は上記のとおりとする。	
年 月 日	
選 任 者	印
出納責任者	印

(注) この誓約書は届出の必要はありません。

- (4) 出納責任者は、会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。

ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

イ アの寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額）及び年月日

ウ 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

エ ウの支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

3. 選挙運動費用制限額

- (1) 選挙運動のために支出できる費用の最高額は、市委員会が告示日に告示しますので、この最高額を超えて支出することはできません。
- (2) 湖南省議会議員一般選挙における選挙運動費用制限額は、次の算式により算出され

ます。(100 円未満の端数は 100 円とします。)

告示日における選挙人名簿登録者数÷議員定数(18)×501 円+2,200,000 円

- (3) 次に掲げる支出は、選挙運動に関する支出ではないものとみなされ、選挙運動費用に算入する必要はありません。

- ア 立候補の準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ウ 候補者が乗用する車等のために要した支出
- エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- カ 選挙運動用自動車を使用するために要した支出
- キ 供託金

4. 実費弁償及び報酬の額

- (1) 選挙運動に従事する者に対し、実費弁償を支給することができますが、1 人に対し支給できる最高額を次のとおり定めていますので、この額を超えて支給することはできません。

- ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- ウ 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
- エ 宿泊料(食料 2 食分を含む。) 1 夜につき 23,000 円
- オ 弁当料 1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円
- カ 茶菓料 1 日につき 1,000 円

- (2) 選挙運動のために使用する労務者に対しては、報酬及び実費弁償を支給することができますが、1 人に対し支給できる最高額は次のとおりと定めています。

- ア 報 酬 (ア) 基本日額 10,000 円
(イ) 超過勤務手当 7,500 円(1 日につき基本日額の 5 割)
- イ 実費弁償 (ア) 鉄道賃、船賃、車賃 上記(1)のア、イ、ウに掲げる額
(イ) 宿泊料(食料を含まない。) 1 夜につき 20,000 円

- (3) 選挙運動に従事する者のうち、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者(以下「車上運動員」という。)、専ら手話通訳のために使用する者(以下「手話通訳者」という。)、専ら要約筆記のために使用する者(以下「要約筆記者」という。)については、上記(1)による実費弁償のほか、選挙運動のために使用する事務員については 1 人 1 日につき最高 15,000 円まで、車上運動員及び手話通訳者、要約筆記者については 1 人 1 日につき最高 20,000 円までの報酬を支給することができます。

上記の者に報酬を支給するためには、あらかじめ「選挙運動事務員・車上運動員・手話通訳者・要約筆記者届出書」により市委員会に届け出なければなりません。

報酬を支給できるのは、立候補の届出があった日から選挙の期日の前日までの間に限り、1 日 9 人の範囲内ですが、最大限 45 人まで異なる者を届け出ることができます。

5. 選挙運動に関する収支報告書の提出

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、会計帳簿に記載された事項を記載した選挙運動に関する収支報告書を、領収書その他の支出を証すべき書面の写し（これらを徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面）を添付して選挙の期日から15日以内（11月3日（月）までに）に市委員会に提出しなければなりません。

また、この届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その事実が発生した日から7日以内に提出しなければなりません。

出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、収支報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。

第2 会計帳簿記載上の注意

1. 会計帳簿の備え付け

出納責任者は、次の会計帳簿を備え付けなければなりません。

- (1) 収入簿（別紙）
- (2) 支出簿（別紙）

2. 会計帳簿の記載事項

会計帳簿には、次の事項を記載しなければなりません。

(1) 収入簿

ア 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

イ 寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額を記載することとされています。

(2) 支出簿

ア 選挙運動に関するすべての支出（候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

イ 支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積った金額を記載することとされています。

3. 会計帳簿の記載要領

(1) 収入簿

ア 収入簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載してください。

イ 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載してください。

ウ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその

他の収入の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

エ 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

オ 「種別」の欄には、寄附金とその他の収入との区別を明記してください。

カ 以上のほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

(2) 支出簿

ア 支出簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載してください。

イ 支出簿には、

① 立候補準備のために支出した費用

② 選挙運動のために支出した費用

の2科目を設けて記載し、又は各々分冊して記載してください。

ウ 支出簿の各科目には、次の費目を設けて、費目ごとに記載してください。

(ア) 人件費（労務者、専ら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、選挙運動事務員及び専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬）

(イ) 家屋費

① 選挙事務所費（事務所、備品等の借上料、電話架設費用）

② 集合会場費（個人演説会の会場、備品等の借上料）

(ウ) 通信費（電話の借上料及び通話料、事務連絡用の電報、葉書、封書の費用）

(エ) 交通費（選挙運動員、選挙運動事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者及び労務者の交通費）

なお、候補者が乗用する船車馬等のために要した支出及び選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなされるので、ここに記載する必要はありません。

(オ) 印刷費（選挙運動のために使用するポスター、通常葉書の印刷費等）

(カ) 広告費（立札、看板、ちょうちん、タスキ及び拡声機等に要した費用）

(キ) 文具費（紙、筆、墨その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用）

(ク) 食糧費（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用並びに法律で認められた選挙運動に従事する者及び労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用又は実費弁償）

(ケ) 休泊費（休憩及び宿泊に要した費用）

(コ) 雑費（光熱水費その他(ア)から(ケ)までの費用以外の費用）

エ 金銭の支出をしたときは、「金銭又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度合わせて合計を記載してください。

なお、この場合において、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載してください。

オ 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人件費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

カ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

キ 「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記してください。

ク 支出のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。

ケ 以上のほか、出納責任者において必要と認める事項を記載することができます。

4. 立候補準備のために要した支出の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者もしくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動に関する支出とされます。

したがって、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者についてその支出を精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

5. 寄附に関する明細書の受理

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けたものは、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

なお、この寄附で当該候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています。

したがって、出納責任者は、この明細書を受理し、保存するとともに会計帳簿に記載しなければなりません。また、これの提出のないときは、提出を求めなければならないことになっています。

6. 領収書等の徴収及び送付

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、これを徴収し難い事情があるときは、この限りではありません。

候補者又は出納責任者と意思を通じてそのために支出した者についても同様であり、領収書等を徴収したら直ちに、出納責任者に送付しなければなりません。

※ 領収書の宛名については、候補者個人又は候補者の選挙事務所となります（候補者の後援会等政治団体等名で領収書を徴収しないよう注意してください）。

第3 選挙運動費用収支報告書提出上の注意

1. 報告書提出先

湖南省選挙管理委員会（湖南省役所東庁舎3階総務課内）

2. 報告書提出期限

令和7年11月3日（月・祝）午後5時まで

ただし、この届出後になされた収支については、その収支がなされた日から7日以内です。

3. 提出書類

- (1) 選挙運動費用収支報告書
- (2) 真実の記載がなされていることを誓う旨の文書（選挙運動費用収支報告書の5 支出の部集計用紙の欄外に記載していただくことになっています。）
- (3) 支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書の写し又はその他支出を証すべき書面の写し（適宜写しを作成してください。）
- (4) 領収書等の写しを添付できない場合は、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

※ 総務省ホームページに収支報告書作成支援様式（エクセルファイル）が掲載されていますので、ご活用ください。

・掲載場所

総務省トップ > 選挙・政治資金 > 選挙運動費用収支報告書作成支援様式

https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html

（もしくは「選挙運動費用収支報告書作成支援様式」で検索してください。）

4. 提出義務者

出納責任者（出納責任者に事故あるとき又は欠けたときは職務代行者）

5. 報告書記載要領

(1) 収入の部

ア 1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。

イ 「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。

ウ 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載してください。

エ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

オ 寄附のうち、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載し、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

(2) 支出の部

ア 「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。

イ 「金額又は見積額」欄には、金銭の支出をしたときは、その金額を記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、車、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、時価に見積った金額を記載してください。

ウ 「支出の目的」欄は、支出の目的（謝金、人件費、選挙事務用借上料、ポスター印刷代等）、員数等を記載してください。

エ 金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。

オ 支出の費目は、次のように区分し、費目ごと、月日順に記載してください。

(ア) 人件費（労務者、専ら選挙運動のために使用する自動車の上における選挙運動のために使用する者、選挙運動事務員及び専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者に対する報酬）

(イ) 家屋費

① 選挙事務所費（事務所、備品等の借上料、電話架設費等）

② 集合会場費（個人演説の会場、備品等借上料）

(ウ) 通信費（電話の借上料、通話料、事務連絡用の電報、葉書、封書の費用）

(エ) 交通費（選挙運動員、選挙運動事務員、専ら選挙運動のために使用する自動車の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者、専ら要約筆記のために使用する者及び労務者の交通費）

(オ) 印刷費（選挙運動のために使用するポスター、通常葉書の印刷費等）

(カ) 広告費（立札、看板、ちょうちん、タスキ、拡声機等の費用）

(キ) 文具費（紙、筆、墨その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用）

(ク) 食糧費（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用並びに法律で認められた選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用又は選挙運動に従事する者に支給する弁当料）

(ケ) 休泊費（休憩、宿泊に要した費用）

(コ) 雑費（光熱水費等(ア)から(ケ)までの費用以外の費用）

カ 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄に、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。

(3) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

「区分」欄には、立候補準備のために要した費用と選挙運動のために支出した費用との区分を明記してください。

「支出の目的」欄には、支出の目的（謝金、人件費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

6. 領収書等の提出

収支報告書には、すべての支出について領収書の写し又はその他の支出を証すべき書面を添付してください。領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した書面（領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書）を添付してください。

7. 精算届出後になされた収入及び支出に関する報告書

精算届出後の報告書にあつては「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。

第4 寄附の禁止

1. 特定の寄附の禁止（法第199条）

- (1) 湖南省と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をすることができません。
- (2) 会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、その融資をしている者が、その融資につき湖南省から利子補給金の交付の決定を受けているときは、その利子補給金の交付の決定通知を受けた日から、利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日又は交付決定の全部の取消通知を受けた日までの間、その会社その他の法人は、この選挙に関し寄附をしてはなりません。

2. 候補者等の寄附の禁止（法第199条の2）

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、湖南省内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体もしくはその支部又は親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対してする場合等は除かれます。

3. 候補者等を名義人とする寄附の禁止（法第199条の2②）

候補者等に代わって、例えばこれらの者の親族や秘書、友人などが、候補者等の名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることはできません。

この寄附も、選挙の有無や時期がいつであるかを問わず、常時禁止されています。

4. 寄附の勧誘、要求の禁止（法第199条の2③④）

何人も候補者等に対し、特定の場を除いて、その選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求をしてはなりません。もし、候補者等を威迫し、あるいは候補者等の当選又は被選挙権を失わせる目的で、勧誘、要求をすると処罰されます。

また、特定の場を除き、何人も候補者等以外の者に対して、候補者等の名義でその選挙区内にある者に対する寄附を勧誘・要求してはならず、これを威迫してすると処罰の対象となります。

5. 候補者等の関係会社等の寄附の禁止（法第 199 条の 3）

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、湖南市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合はこの限りではありません。

6. 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（法第 199 条の 4）

候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、湖南市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体もしくはその支部又は当該候補者、もしくは候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りではありません。

7. 後援団体に関する寄附等の禁止（法第 199 条の 5）

(1) 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の後援団体は、湖南市内にある者に対し、いかなる名義であっても寄附することができません。

ただし、政党その他の政治団体もしくはその支部又は候補者、もしくは候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をする場合（この場合でも、花輪、供花、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び次の一定期間にされるものは除く。）は、この限りではありません。

【 禁止される期間 】

任期満了による選挙： 任期満了の日前 90 日に当たる日から選挙の期日までの間

任期満了による以外の選挙： 選挙を行うべき事由が生じた旨の告示（市委員会が行う。）日の翌日から選挙の期日までの間

(2) 候補者等を含む何人も前記の期間中は後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、湖南市内にある者に対し饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭もしくは記念品その他の物品を供与してはなりません。

(3) 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、前記期間中はその者に係る後援団体に対し寄附をすることができません。

8. 企業・労働組合等の団体の寄附の制限（政治資金規正法）

企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動に関する寄附をすることは禁止されます。